

第 5 回推進協議会の意見対応状況について

※対応ページは「資料 3：蟹江町総合交通戦略（案）」内のページ

No	対応 ページ※	意 見	対 応
1	(計画編) P-44	<p>施策D-1：交通安全の意識醸成と取り締まり強化 実施事業「交通マナーを守る意識づくり・啓発活動」</p> <p>○警察としても、高齢者の自転車大会の開催など交通安全教育には力を入れている。産官学連携して取り組みを行う場合に、警察も呼んでいただければ、より専門的な指導、協力ができると思うので、積極的に活用していただきたい。高齢者は特に頭部を打って、重傷や死亡するケースが多いため、普及啓発や広報、交通安全教育の拡充を検討していただきたい。</p> <p>○自転車保険への加入を条例で義務化している自治体もある。自転車は軽車両で原則車道を通行することとなるが、ヘルメットの義務化が遅れている。そういった条例制定までは難しいかもしれないが、事業内容を強調するような書きぶりにできるとよい。</p>	<p>●説明文に「多様な世代を対象とした交通安全教育や地域における街頭指導など」を追記しました。</p>
2	(計画編) P-59	<p>9 評価改善の仕組み</p> <p>○PDCA サイクルについて、令和 7 年度（短期目標）、令和 12 年度（中期目標）に Check（全体評価）⇒Action（改善）⇒Plan（改訂）を行うと記載されているが、様々な指標を設定しているため、細かな Check というのは毎年度行っていくという理解でよい。資料ではその辺りが読み取れない。</p>	<p>●説明文及び図の中で、各年度において個別事業の実施と進捗管理を行う表現に修正しました。</p>